

「徳島県 新たなGIS」導入検討に係る情報提供依頼に関する質問に対する回答

No		資料名称	ページ	項目	質問事項 記述内容	質問内容	回答 回答内容
情報提供依頼書							
1	情報提供依頼書	全体			「徳島県 新たなGIS」導入の契約時期	「徳島県 新たなGIS」導入の契約時期、運用開始予定日があれば教えてください。(導入スケジュール案を作成する上で、参考にしたいため)	契約は令和9年4月以降、運用開始は令和10年4月目処と考えておりますが、本RFIの締結を踏まえたく思います。 なお、新たなGISの導入は現在検討中の段階であり、導入可否やスケジュール等が変動する可能性がありますので予めご了承ください。
2	情報提供依頼書	全体			「徳島県 新たなGIS」を導入について	「徳島県 新たなGIS」を導入の際は、今年度実施中の「新たなGIS検討業務」の受託事業者が一番有利な条件になるのではと思われませんが、現時点で、不参加にする予定はありますか？	現時点ではご質問の措置は予定しておりません。
徳島県 新たなGIS調達仕様書案							
1	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	2.2全体構成と各システムの役割	【構成図】 個別GISはLGWANにあり、庁内GISへ向かって連携している。	個別GIS、特に固定資産税や上下水道についてはLGWANに接続している、または別のネットワークを使用している場合もあります。その際のデータ連携方法を参考としてお示しください。	個別GISから庁内GISへの連携を手動で行うことを想定しています。	
2	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	構成図	構成図内で、徳島県の職員端末はインターネット接続系に移行している旨が記載されていますが、導入自治体全てでインターネット接続系から庁内GISを利用すると考えてよいでしょうか。一部の図ではLGWAN-ASPとの記載があります。庁内GISの利用したい環境をおしえてください。	構成図内で、徳島県の職員端末はインターネット接続系に移行している旨が記載されていますが、導入自治体全てでインターネット接続系から庁内GISを利用すると考えてよいでしょうか。一部の図ではLGWAN-ASPとの記載があります。庁内GISの利用したい環境をおしえてください。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。 将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。	
3	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	全体構成と各システムの役割	庁内GIS 地理空間情報は、部署単位、団体単位(県・市町村単位)、県域全体で情報を共有する。	運用開始時に利用が想定されるユーザーの所属組織(県下組織、市町村)をお示しください。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。 将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。	
4	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	全体構成と各システムの役割	庁内GIS 個別GISから必要なレイヤーの提供を受け、必要な職員に共有できる。	庁内GISの背景に地形図、航空写真、地理院地図等は利用されますか。利用される場合は、どのような形式で借用できますか。県内全体を、借用できますかお示しください。	庁内GIS機能要件の地図機能>地図表示機能>背景図の欄をご参照ください。	
5	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	全体構成と各システムの役割	庁内GIS 個別GISから必要なレイヤーの提供を受け、必要な職員に共有できる。	庁内GISの背景に住宅地図は利用されますか。利用される場合は、同時ログイン何台を想定されているかお示しください。利用総端末数(=接続数ではない)についても、ご教授下さい。	庁内GIS機能要件の地図機能>地図表示機能>背景図の欄をご参照ください。 同時接続数は40台、総端末数は県庁の全職員(一般行政職約3,000人)が利用する想定です。	
6	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	2	2.2 全体構成と各システムの役割 「個別GIS」	庁内GISがデータ提供を受けるための作業は範囲に含める	「庁内GISがデータ提供を受けるための作業は範囲に含める」とありますが、個別GISから提供いただけるデータ形式とデータ件数を教えてください。	現時点で具体的なデータ形式やデータ件数は具体的にお示しできませんが、本RFIにおいては、単価等あるいは他の都道府県における実績からの概算をお示しください。	
7	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	3	2.3 LGWAN内外のデータ連携	各団体のデータのうち、公開できる地理空間情報をインターネットからアクセスできる環境に提供する...	LGWAN環境とインターネット環境の分離構成について、前提となるネットワーク構成や制約条件はありますか？	修正後の仕様書案の構成図の項目をご確認ください。	
8	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	3	2.3.データ連携 庁内のデータ連携	2個別GISから必要な情報を取り出し、庁内GISに取り込み、庁内GISの利用者がデータを利用できるようにする	No.11に関連して個別GISがLGWAN回線に接続している場合などのデータ連携方法について、情報セキュリティの観点を踏まえて、想定されているものをお示しください。	個別GISから庁内GISへの連携を手動で行うことを想定しています。 情報セキュリティの観点からは、庁内への共有であっても必要最小限のレイヤー、属性情報等に絞って共有する方法が考えられます。	
9	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	3	オープンデータカタログ	本調達範囲には含まないが、地理空間データ連携基盤へのデータ提供を行ったり、地理空間データ連携基盤が出力するデータを掲載したりするためのオープンデータカタログ提供事業者との連携と開発は調達の範囲に含める。	3ページには、「本調達範囲には含まない」と記載ありますが、3.3 オープンデータカタログには仕様の記載があります。オープンデータカタログを構築する必要があるのでしょうか。もしくは、オープンデータカタログが本調達の範囲とどうかを今後決めるということでしょうか。	機能要件一覧表(オープンデータカタログ)は、データ連携するシステムの一つとして必要な要件を提示しております。 オープンデータカタログサイト自体の構築は本調達の範囲に含みませんが、地理空間データ連携基盤との連携に必要な開発は調達範囲に含みます。 オープンデータカタログサイト提供事業者以外の事業者におかれましては、オープンデータカタログの仕様、機能要件に記載された機能を備えたオープンデータカタログがあることを前提にご回答をお願いします。	
10	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	3	2.2 全体構成と各システムの役割 オープンデータカタログ	行政データをオープンデータとして一般公開ダウンロードできるポータルサイト、地理空間データ連携基盤に地理空間データを提供したり、基盤から受け取ったデータを公開する。本調達の範囲には含まないが、地理空間データ連携基盤が出力するデータを掲載したりするためのオープンデータカタログ提供事業者との連携と開発は調達の範囲に含める。	本調達範囲に含めるものと含めないものをご確認ください。 1. 本調達範囲に含めないもの オープンデータカタログの運用保守 2. 本調達範囲に含めるもの オープンデータカタログ提供事業者と連携し開発する。 ・オープンデータカタログから地理空間データ連携基盤へのデータ提供を行う ・地理空間データ連携基盤が出力するデータをオープンデータカタログに取り込み、オープンデータカタログサイトに掲載する ・上記にかかる費用は本調達範囲に含める	ご認識のとおりです。	
11	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	3	オープンカタログ	本調達範囲には含まないが、地理空間データ連携基盤へのデータ提供を行ったり、地理空間データ連携基盤が出力するデータを掲載したりするためのオープンデータカタログ提供事業者との連携と開発は調達の範囲に含める。	機能要件一覧表(オープンデータカタログ)の機能要件は、オープンカタログのサイトを作成することを意味しているのでしょうか。今回の調達の範囲に含まない仕様書に記載がありますが、データ連携基盤の機能についての要件一覧表の何を示しているのでしょうか。	機能要件一覧表(オープンデータカタログ)は、データ連携するシステムの一つとして必要な要件を提示しております。 オープンデータカタログサイト自体の構築は本調達の範囲に含みませんが、地理空間データ連携基盤との連携に必要な開発は調達範囲に含みます。	
12	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	4	各システム間のデータ供給・受給	群線表:データ受給(庁内GIS)	庁内GISにおいて初期セットアップする「受給データ」の一覧(データ内容、データ形式等)及びデータ容量についてお示しください。	現時点でお示しできるデータの一覧はありません。 単価等あるいは他の都道府県における実績からの概算をお示しください。	
13	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	4	各システム間のデータ供給・受給	群線表:データ受給(庁内GIS)	庁内GISにおいて初期セットアップ時に外部アプリケーションとの連携を実施する場合、対象のシステム数とデータ種別をお示しください。	現時点で対象のシステム数とデータ種別は具体的にお示しできませんが、本RFIにおいては、外部アプリケーションからの受給はシステムとし、ウェブフォームシステムを想定して回答をお願いします。	
14	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	4	各システム間のデータ供給・受給	地理空間データ連携基盤へ供給	庁内GISで更新されたデータが公開型GISに反映されるまでの反映タイミング(リアルタイム/バッチ)および反映単位(レイヤー単位/全データ)を教えてください。	庁内GISから地理空間データ連携基盤へのデータ供給後、基盤での処理を経て公開型GISに反映されます。 反映タイミング(リアルタイム/バッチ)はリアルタイムを想定しています。反映の単位はレイヤー単位での反映になります。その他の方法等、ご提案、代替案があればご記載ください。	
15	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	4	団体間のデータ連携	県、県内市町村間でのデータ連携を可能とする。	公開範囲(非公開/内部/団体内/公開など)とアクセス制御の単位(団体/レイヤー/属性など)の制御単位を教えてください。	庁内GISにおいては、部署単位、団体単位でのアクセス制御を想定していますが、具体的な設定やアクセス制御の粒度についてご提案をお願いします。	
16	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	5	3.1.庁内GIS (1)目的	部署やグループ単位、団体単位(県・市町村単位)・・・	部署やグループとは貴県の部署を示していますか？または市町村の部署や課などの部署やグループもその定義として捉えていますか？	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。 将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。	

17	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	5	3.1. 庁内 GIS / (4) 庁内GIS導入団体	(4) 庁内GIS導入団体 庁内GISは、以下の団体に導入する。 庁内GIS導入団体リスト	庁内GIS導入団体リストには記載がありませんが、どのくらいの団体数に導入されるのでしょうか。また、団体とは徳島県及び県下の市町村のことでしょうか。市町村以外の団体は無いと考えてよいでしょうか。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。
18	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	6	(2)機能概要	① データ入力機能 ⑤ オープンデータ出力機能	オープンデータカタログと基盤が双方向で連携する場合、正本がどちらになるかを教えてください。	データの正本は、データの発生元(庁内GIS)とします。地理空間データ連携基盤は、受入・標準化・配信を行う中間処理基盤の位置づけです。オープンデータカタログは庁内GISまたは地理空間データ連携基盤から出力されたデータを掲載します。原則は以上のとおりですが、オープンデータカタログに庁内GIS以外から入力される地理空間情報がある場合、そのデータを正本として捉えて、地理空間データ連携基盤がデータを取得することがあります。具体的な管理方法についてはご提案をお願いします。
19	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	6	3.2. 地理空間データ連携基盤 機能概要	② データ標準化・変換機能 各自体のデータ構造や属性項目を標準仕様や国のオープンデータ方針に沿って統一する。 ベクタ形式、データPNG、GeoJSON等の経緯度で、ウェブ地図で簡単に(さらなる変換処理なし)活用でき、機械判読性のある方式に出力する。	データ変換の種類に「ShapeFile」や「ラスタスタイル」がないのですが、対応は不要でしょうか？ ⇒ ShapeFileや画像化されたラスタスタイル形式は広く普及しており、レガシーなアプリケーションやシステムでも対応できる形式のため、対応の必要性について確認させてください。	ShapeFile形式やラスタスタイル形式への変換対応についても、必要に応じてご提案ください。
20	徳島県 新たなGIS調達仕様書案	10	4. 成果物	No7 ○○アプリケーション	「○○アプリケーション」と記載ありますが、具体的には、どんなアプリケーションなのでしょうか。各事業者からの提案アプリケーションを意図した記載でしょうか。	現時点では具体的なアプリケーションを特定できておらず、今後検討することとしております。有用なアプリケーションのご提案があれば歓迎します。

様式2 回答書

1	様式2. 回答書	3, 4	「5. 概算お見積り」	本システムの構築および5年間の運用保守に係る概算費用をご提示ください。	仕様書の記載から、市町村の参加も見込まれているものと理解しておりますが、本システムの構築および5年間の運用保守に係る概算費用は、貴県のみで費用として考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合、参加を予定されている市町村名をご教示ください。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。
---	----------	------	-------------	-------------------------------------	--	--

別紙1 庁内GIS 機能要件一覧表

1	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	8行目		1-1)パソコン向け ①OSは、Windows11以降で利用可能であること。また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて…	OS・ブラウザの将来バージョンアップ対応について、大規模な仕様変更が発生した場合も追加費用なしでの対応を想定されていますでしょうか。	通常のバージョンアップについては、追加費用なしでの対応を想定していますが、OSやブラウザの大規模な仕様変更により対応に相当の工数が見込まれる場合には、別途協議するものとします。
2	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	9行目	機器環境	①OSは、ChromeOSで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。	ChromeOSで利用可能であることとありますが、ChromeOSを使う職員端末があるのでしょうか。ある場合は、端末数を教えてください。	記載の誤りです。ChromeOSは任意であるとしてご回答をお願いします。
3	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	11行目	基本要件	インターネット接続系で動作すること	庁内GISの基本要件として「インターネット接続系で動作すること」と記載されていますが、仕様書(2.2全体構成と各システムの役割)に記載の構成図では、庁内GISはL2/L3LAN環境に記されています。貴県および、参加予定市町村の庁内LANが、インターネット系、L2/L3LAN系に該当するかどうか、ご教示ください。	修正後の仕様書の確認をお願いします。県庁職員は、インターネット系に接続された端末からアクセスします。本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。
4	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	14行目	共通事項 ライセンス 地図ライセンス	本システムで使用する住宅地図を同時接続数40ユーザにて提供すること。なお、外部印刷配布などの費用は含まないものとする。	庁内GISについて、同時接続数40ユーザということですが想定される利用総端末PC数の上限は、何台でしょうか。	同時接続数は40とし、総端末数は県庁の全職員(一般行政職約3,000人)が利用する想定です。
5	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	14行目	共通事項 ライセンス 地図ライセンス	本システムで使用する住宅地図を同時接続数40ユーザにて提供すること。なお、外部印刷配布などの費用は含まないものとする。	庁内GISについて、市以外に利用が想定される団体はありますか？(例:消防・警察・学校・自衛隊など)	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。将来的には県内の市町村とのデータ連携も考えられるため、自治体間のデータ連携に資する仕組みについての提案も歓迎します。
6	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	14行目	共通事項 ライセンス 地図ライセンス	本システムで使用する住宅地図を同時接続数40ユーザにて提供すること。なお、外部印刷配布などの費用は含まないものとする。	庁内GISについて、閲覧できる住宅地図エリアは徳島県内すべてを想定していますか？	ご認識のとおりです。
7	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	14行目	共通事項 ライセンス 地図ライセンス	本システムで使用する住宅地図を同時接続数40ユーザにて提供すること。なお、外部印刷配布などの費用は含まないものとする。	今回の見積費用に含まないという事ですか？もしくは外部印刷費は事業者が負担するという認識でしょうか。	住宅地図を印刷し、外部に印刷して提供することはいらないものとしてお見積りをお願いいたします。
8	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	14行目	共通事項 ライセンス 地図ライセンス	本システムで使用する住宅地図を同時接続40ユーザにて提供すること	①提供する住宅地図とは、ゼンリン社のZmap-TOWN IIでよろしかったでしょうか。 ②提供する住宅地図の範囲は徳島県全域でよろしかったでしょうか。	①住宅地図は、ゼンリン社のZmap-TOWN IIに限定しておりません。同等の詳細度を持つ住宅地図であれば、他社製品でも可します。 ②住宅地図の範囲は徳島県全域です。
9	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	15行目		本システムで使用する住宅地図を同時接続数40ユーザにて提供すること。なお、外部印刷配布などの費用は含まないものとする。	「住宅地図」とは具体的にゼンリン社製品「Zmap」を指しておりますでしょうか。または類似の他社製道路地図(ジオテクノロジーズ社等)でも代用可能でしょうか。	ゼンリン社のZmap-TOWN IIに限定しておりません。同等の詳細度を持つ住宅地図であれば、他社製品でも可します。
10	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	25行目	背景図	背景地図として、以下の地図を表示できること。更新も運用保守業務の範囲で対応すること。 - 住宅地図(受注者調達、使用料契約、同時接続40ライセンス) - 地理院地図(受注者調達) - 都市計画基本図(Shape提供) - 航空写真または衛星写真(tiffまたは geotiff提供、2世代、概ね3年ごとに更新) - 地番図(Shape提供、1世代、毎年更新)	都市計画図について、Shapeファイルでの提供とありますが、DM形式での提供も可能としていただけますでしょうか。	調達の際には、ご意見を踏まえ検討させていただきます。提供可能な方法を備考欄に記載ください。
11	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	25行目	背景図	背景地図として、以下の地図を表示できること。更新も運用保守業務の範囲で対応すること。 - 住宅地図(受注者調達、使用料契約、同時接続40ライセンス) - 地理院地図(受注者調達) - 都市計画基本図(Shape提供) - 航空写真または衛星写真(tiffまたは geotiff提供、2世代、概ね3年ごとに更新) - 地番図(Shape提供、1世代、毎年更新)	都市計画図について、徳島県の8市15町1村の24自治体分のデータがあると思っておりますでしょうか。	その前提でご回答ください。
12	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	25行目	背景図	地形図、航空写真、背景用民間地図等を背景図として表示できること。また、複数の背景図の切り替えができること。	地形図、航空写真、衛星写真は、徳島県の8市15町1村の24自治体分のデータがあると思っておりますでしょうか。	その前提でご回答ください。
13	別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表	25行目		- 航空写真または衛星写真(tiffまたは geotiff提供、2世代、概ね3年ごとに更新) - 地番図(Shape提供、1世代、毎年更新)	航空写真・地番図等の更新データは発注者提供という認識でよろしいでしょうか。	航空写真・衛星写真および地番図は発注者から提供します。データの更新作業(システムへの掲載)は運用保守業務の範囲で対応してください。

14	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	25行目		背景地図として、以下の地図を表示できること。更新も運用保守業務の範囲で対応すること。 - 住宅地図(受注者調達、使用料契約、同時接続40ライセンズ) - 地理院地図(受注者調達) ...	・「住宅地図」とは具体的にゼンリン社製品「Zmap」を指しておりますでしょうか。または類似の他社製道路地図(ジオテクノロジーズ社等)でも代用可能でしょうか。 ・地理院地図はインターネット配信されているタイル地図でしょうか、異なる場合具体的にどのようなデータでしょうか。	住宅地図は、ゼンリン社のZmap-TOWN IIに限定しておりません。同等の詳細度を持つ住宅地図であれば、他社製品でも可とします。 地理院地図については、インターネット配信されているタイル地図の利用を想定しています。
15	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	33行目	複数画面表示	異なる施設情報、地図コンテンツ及び背景図を選択した2種類の地図を並べて表示できること。	複数とは2種類と提示されていますか? 同様に34行目(複数画面の同期①)、35行目(複数画面の同期②)も同定義と解釈してよろしいか。	ご認識のとおりです。
16	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	35行目	複数画面の同期②	複数画面はドラッグ移動、定率拡大・縮小、連続ズーム時にスムーズに同一の動作ができること。また、2画面を跨いだドラッグ移動操作ができること。	2画面を跨いだドラッグ移動操作とは2画面それぞれで非同期でドラッグする操作と考えてよいでしょうか。違う場合は具体的にどんな操作なのか詳細を教えてください。	1画面で地図を移動、拡大縮小した際にも、もう1画面でも同じ動きができること。また、動きの同期を外し一方だけを動かすことができることをご回答をお願いします。
17	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	53行目	座標での場所移動	座標入力による異動ができること。	座標とは一般的に大きく2つを指していますが、認識は合っていますか。緯度経度座標、XY座標(平面直角座標系)を指しているか。	ご認識のとおりです。
18	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	64行目	データ移行・搭載データの形式、方法	また、新規に整備するデータがある場合には、搭載を実施すること。	搭載を実施すること、とは業務及び保守運用時にデータを搭載することを示しており、機能としてではなく、非機能要件としての対応を求めると同義でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
19	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	64行目	データの形式、方法	別紙1のデータ種別、及びファイル形式のデータを、前システム等から移行すること。その際、属性情報を失わないこと。	データ移行、搭載作業費用の算出のため、データ一覧があれば教えてください。もしも、どのくらいのデータ数にしろか等の目安がわかれば教えてください。	現時点で示しているデータの一覧はありません。単価等あるいは他の都道府県における実績からの概算をお示しください。
20	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	64行目	データの形式、方法	別紙1のデータ種別、及びファイル形式のデータを、前システム等から移行すること。その際、属性情報を失わないこと。	移行対象となるレイヤ数・データ件数の目安はありますか。	現時点で具体的なレイヤ数やデータ件数はお示しできませんが、本RFIにおいては、単価等あるいは他の都道府県における実績からの概算をお示しください。
21	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	65行目	データ連携	発注者が保有する以下のシステムからデータを随時、定期的に取り込み、最新の状態を維持する機能を有すること。 - 個別GISシステム(道路台帳) - 個別GISシステム(道路台帳)に関する連携仕様は別紙3のとおり。	発注者が保有するシステムとは具体的にどんなシステムでいくつあるのか教えてください。また、連携するデータ数を教えてください。	現時点で対象のシステムやデータ数は具体的に示していませんが、本RFIにおいては、単価等あるいは他の都道府県における実績からの概算をお示しください。
22	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	99行目		以下のファイル形式をインポートできること。 KML, GML, GeoJSON, DXF/DWG, SFC	CAD形式のデータについては任意座標で整備されたデータも取り込み対象でしょうか(一般的なGISで扱える座標系・投影法以外のローカル座標系など)	一般的なGISで扱える座標系・投影法のデータの取り込みを必須とします。 任意座標で整備されたCADデータの取り込みは任意機能としてご回答をお願いします。
23	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	130行目	SSO	SSO連携はGoogleアカウントによるSAML認証ができること。	SSOについての機能要件がありますが、SSOの種類(Active Directoryなど)を教えてください。	修正後のファイルを確認いただき、対応可能な方法をご回答ください。
24	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	130, 131行目	機能要件	・SSO連携はGoogleアカウントによるSAML認証ができること。(セル番号:E130) ・表示している位置情報と同じ場所のGoogleマップを起動できること。(同:E131)	仮に、貴県および参加予定市町村の庁内LANがLGWANの場合、左記の2つの機能についても、庁内用GISの機能要件として扱われるか、ご指示ください。	修正後のファイルを確認いただき、対応可能な方法をご回答ください。
25	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	133行目	市民からの投稿	公開型GIS上で投稿された内容を迅速に確認・管理できること。また、投稿に対する対応状況を記載できるものとし、公開型GISで当該投稿に対する対応状況を公開することができること。	投稿の種類(道路、生き物、など)を教えてください。想定がなければ概ね何種類程度なのか教えてください。	現時点で具体的な想定はありませんが、本RFIにおいては5種類程度として回答をお願いします。
26	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	135行目	管理者アカウント	アカウント管理はSSO連携に対応可能なこと。	SSOについては、すべての団体(市区町村)に、同じ仕組みのSSOができると思っていますでしょうか。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。
27	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	140行目	ユーザーログイン	システム利用開始時に管理者と一般職員ユーザーのそれぞれでSSO認証ができること。	SSOについては、すべての団体(市区町村)に、同じ仕組みのSSOができると思っていますでしょうか。	本RFIにおいては、県庁のみを想定してご回答をお願いします。
28	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	143行目	地図データ管理機能	マップ管理 レイヤー管理 レイヤー構成の表示編集	マップの定義は複数のレイヤを構成するグループを指しているとの認識で一致していますか。	ご認識のとおりです。
29	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表	152行目 ~154行目	データ連携機能	データ選定 エクスポート API送信	左記が必須機能が任意機能が教えてください。	任意の機能です。

別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表

1	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	全体	-	-	全て必須要件でしょうか。そうでない場合は、別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表のように任意機能を明記していただけますでしょうか。	全て必須要件となりますが、代替機能で対応できる場合など、備考欄にご記入ください。
2	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	8行目 10行目	機器環境	8行目 利用者の操作機器環境(1)パソコン向け ①OSは、Windows11以降、及びMacOS10以降、ChromeOSで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。 10行目 管理者の操作機器環境(1)パソコン向け ①OSは、Windows11以降、及びMacOS10以降、ChromeOSで利用可能であること。また、運用期間中に公開されるOSのバージョンアップにおいて、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できること。	別紙1. 庁内GIS機能要件一覧表では、ChromeOSが任意機能の記載となっておりませんが、地理空間データ連携基盤機能要件表では、ChromeOSが必須機能である理由について教えてください。	記載の誤りです。 ChromeOSは任意であるとしてご回答をお願いします。
3	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	22行目	利用規約への同意	利用者に利用規約の内容を提示し、確認(同意)をとる機能を有すること。	地理空間データ連携基盤の利用者は、APIによる利用に思いました(利用者が操作するサイト画面がないイメージですが)、その際に利用規約を表示するという機能とはどのような機能なのでしょう。この機能は不要なのではないでしょうか。	開発者ドキュメンテーション、またはそれに類するマニュアルにおける利用規約の提示及び利用申込時に同意を取ることを想定しています。
4	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	23行目	問い合わせ機能	問い合わせ方法に関する情報が掲載できること。	地理空間データ連携基盤の利用者は、APIによる利用に思いました(利用者が操作するサイト画面がないイメージですが)、その際に問い合わせ情報を掲載する機能とはどのような機能なのでしょう。この機能は不要なのではないでしょうか。	開発者ドキュメンテーション、またはそれに類するマニュアルにおける利用規約の提示及び利用申込時に同意を取ることを想定しています。
5	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	27行目	背景地図の種類・ライセンス	背景地図は地理院地図、地理院地図ベクターで閲覧できる地図を表示、利用できること。 その他、民間企業が提供する地図を提案すること。 必要なライセンス数は無制限とする。	地理空間データ連携基盤の利用者はAPI利用と思いましたが、地理院地図を使う際には、地理院地図サーバーを利用者が参照することではないのでしょうか。 わざわざ、構築する地理空間データ連携基盤で地理院地図を配信する必要性について教えてください。	地理院地図サーバーを利用者(アプリケーション開発者)が参照する方式も可です。
6	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	27行目	背景地図の種類・ライセンス	背景地図は地理院地図、地理院地図ベクターで閲覧できる地図を表示、利用できること。 その他、民間企業が提供する地図を提案すること。 必要なライセンス数は無制限とする。	地理院地図を配信すること自体は、地理院地図の利用規約には抵触しないと考えてよいでしょうか。	国土地理院「国土地理院の測量成果の利用手続について」 https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html に記載されている手続きを業務の中で実施することを考えております。

7	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	27行目	背景地図の種類・ライセンス	背景地図は地理院地図、地理院地図ベクターで閲覧できる地図を表示、利用できること。その他、民間企業が提供する地図を提案すること。必要なライセンス数は無制限とする。	民間企業が提供する地図を地理空間データ連携基盤から配信する場合、その地図の利用規約に抵触する可能性はないのでしょうか。規約に抵触せず提供可能な地図を自社で持っている民間企業しか提案できない要件にも思いました。公平性の観点からこの一文を除外するか任意要件にするをご検討いただけますでしょうか。	地理院地図サーバーを利用者(アプリケーション開発者)が参照する方式も可とします。 国土地理院「国土地理院の測量成果の利用手続について」 https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html に記載されている手続きは業務の中で実施することを考えております。	
8	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	29行目	API 認証	API にアクセスするユーザーに対して、API キーを発行すること。	特定の会社(ジオロニア)の機能を想定させるものとなっております。公平性を保つために別の表現などで変更していただくことは可能でしょうか？	調達の際には、ご意見を踏まえ検討させていただきます。認証の方法等、ご提案をお願いします。	
9	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	30行目	API ドキュメンテーション	開発者向けに API の利用方法を示すドキュメンテーションサイトを提供すること。	特定の会社(ジオロニア)の機能を想定させるものとなっております。公平性を保つために別の表現に変更していただくことは可能でしょうか？	調達の際には、ご意見を踏まえ検討させていただきます。外部開発者によるアプリケーションの開発が可能になるためのマニュアル等、ご提案をお願いします。	
10	別紙2. 地理空間データ連携基盤機能要件一覧表	31行目	データ登録	入力の受付は、管理画面でのアップロードに加え、外部システムからのAPI入力機能、オープンデータカタログ等のファイルサーバからのダウンロードによる入力機能を備え、自動化や職員による作業のないデータ登録を可能とすること。 また、アップロード、API送信、ダウンロードができないファイルサイズのもの、またデータ仕様上自動化が難しいファイルについては事業者による登録を可能とすること。	外部システムからのAPI入力やオープンデータカタログ等のファイルサーバからのダウンロードが可能かどうかは、外部システムやオープンデータカタログのサイト側が対応できるかどうか依存するよう思いました。このような場合でも事業者による対応(たとえば運用保守で対応など)でよいでしょうか。	外部システムによるAPI入出力ができない場合には、事業者による対応を想定していますが、代替の方法があればご提案ください。	
別紙3. オープンデータカタログ機能要件一覧表							
1	別紙3. オープンデータカタログ機能要件一覧表	全体	-	-	全て必須要件でしょうか。そうでない場合は、別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表のように任意機能を明記していただけますでしょうか。	全て必須要件となりますが、代替機能で対応できる場合など、備考欄にご記入ください。	
2	別紙3. オープンデータカタログ機能要件一覧表	全体	-	-	今回の仕様にはオープンデータカタログの調達が含まれていませんが別紙3の提示は必要でしょうか？	機能要件一覧表(オープンデータカタログ)は、データ連携するシステムの一つとして必要な要件を提示しております。オープンデータカタログサイト自体の構築は本調達の範囲に含まれませんが、地理空間データ連携基盤との連携に必要な開発は調達範囲に含まれます。オープンデータカタログサイト提供事業者以外の事業者におかれましては、オープンデータカタログの仕様、機能要件に記載された機能を備えたオープンデータカタログがあることを前提にご回答をお願いします。	
3	別紙3. オープンデータカタログ機能要件一覧表	8行目	1-1. 基本構成	必須機能欄	必須機能欄が△になっておりますが、任意機能ということでしょうか。	ご認識のとおりです。	
別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表							
1	別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表	8行目	-	1-1)パソコン向け ①OS は、Windows11以降で利用可能であること。 また、運用期間中に公開されるOS のバージョンアップにおいて...	OS、ブラウザの将来バージョンアップ対応について、大規模な仕様変更が発生した場合も追加費用なしでの対応を想定しておりますでしょうか。	通常のバージョンアップについては、追加費用なしでの対応を想定していますが、OSやブラウザの大規模な仕様変更により対応に相当の工数が見込まれる場合には、別途協議するものとします。	
2	別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表	17行目	視覚障害者支援	視覚障害を持つユーザーの操作を補助するように配慮することが望ましい。	一般的にはスクリーンリーダー対応やキーボードだけの操作がありますが、簡易的には文字の拡大・縮小や音声操作や音声フォードバックなどが想定されます。具体的な補助方法の想定がありますでしょうか。	ご質問に挙げられているものに具体的な想定はありません。	
3	別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表	23行目	データ移行・搭載データの形式、方法	また、新規に整備するデータがある場合には、搭載を実施すること。	搭載を実施すること、とは業務及び保守運用時にデータを搭載することを示しており、機能としてではなく、非機能要件としての対応を求めると同義でよろしいですか。	ご認識のとおりです。	
4	別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表	29行目	統計機能	システム・サービスの運用状況や利用状況を定期又は任意の時点で集計できること。	運用保守業務での事業者による対応でもよろしいでしょうか。	運用保守業務での事業者による対応でも構いません。	
5	別紙4. 公開型GIS 機能要件一覧表	全体	-	-	全て必須要件でしょうか。	全て必須要件でしょうか。そうでない場合は、別紙1. 庁内GIS 機能要件一覧表のように任意機能を明記していただけますでしょうか。	全て必須要件となりますが、代替機能で対応できる場合など、備考欄にご記入ください。